

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111
(内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

告示

- 一般競争入札の実施 (情報基盤課) 二〇三
- 平成十四年北海道保育士試験の実施 (地域福祉課) 二〇五
- 一般競争入札の実施 (資源管理課) 二〇七

公表

- 公印の作成 (法制文書課) 二〇九
- 争議行為の通知 (労政福祉課) 二〇九

道立小児総合保健センター告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示(四件) 二〇九

道立林業試験場公告

- 公募型プロポーザルの実施(二件) 二一〇

道選挙管理委員会告示

- 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一の数の一部訂正 二一一

道人事委員会規則

- 北海道職員の仕事時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 二一二

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 二一二

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 二二三

公布された規則のあらまし

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則一三一五〇)

趣旨

新たに子の看護休暇を設けるため、この規則を制定することとした。

内容

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当である場合に子の看護休暇の対象とし、その期間を一年につき五

日以内とすることとした(第十一条第一項第十四号関係)。
 2 継続再任用職員が採用された年における、子の看護休暇の期間は、人事委員会規則で定める当該期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とすることとした(第十一条第二項関係)。
 3 その他規定の整備を行った(第十一条第一項、同条第三項関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十四年五月一日から施行することとした。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則一三一五一)

趣旨

新たに子の看護休暇を設けるため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当である場合に子の看護休暇の対象とし、その期間を一年につき五日以内とすることとした(第十一条第一項第十四号関係)。
- 2 継続再任用職員が採用された年における、子の看護休暇の期間は、人事委員会規則で定める当該期間から当該年において再任用職員となった日の前日までの間に使用した当該休暇の日数を減じて得た日数の範囲内の期間とすることとした(第十一条第二項関係)。
- 3 その他規定の整備を行った(第十一条第一項、同条第三項関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十四年五月一日から施行することとした。

告示

示

北海道告示第800号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成十四年4月30日

一 入札に付する事項

- (1) 名称及び数量

北海道高速情報通信基盤整備事業に係る実施設計及び施工監理委託業務 1式

- (2) 委託業務の様式 入札説明書による。

北海道知事 堀 達也

第136号

競争入札

<p>(3) 契約期間 契約締結の日から平成14年9月30日まで</p> <p>(4) 納入及び履行場所 ア 成果品の納入場所等 イ 納入場所 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課</p>	<p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574</p>
<p>(4) 納入方法 イ 納入方法 a 実施設計書（3分冊×2部 概要版 10部） 送受信装置設置工事設計書 構内伝送路機器等工事設計書 電源工事設計書 b 試験成績書及びびじゅん工図（各2部）</p>	<p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課</p>
<p>イ 本委託業務に係る履行場所 北海道本庁、石狩支庁を除く13支庁の計14箇所</p> <p>イ 納入期限 a 実施設計書 平成14年6月10日まで b 試験成績書及びびじゅん工図 平成14年9月13日まで</p>	<p>5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎 1階5号会議室 (2) 入札日時 平成14年5月20日（月）午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。</p>
<p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(2) 道税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。</p> <p>(4) 本社又は支店、営業所等の事業所を北海道内に有する者であること。</p> <p>(5) 電気通信主任技術者（第1種伝送交換主任技術者）の資格を有する者がいること。</p> <p>(6) 光ファイバ網により複数の市町村間にわたる広域ネットワーク（WAN）の設計業務及び施工監理業務の実績を有することとし、次のいずれかの規模に該当すること。</p> <p>ア 接続されるクライアント数が1万1千台以上であること。</p> <p>イ 接続地点が14箇所以上であること。</p> <p>ウ 回線速度が100Mbps以上であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(2)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年4月30日から5月13日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな</p>	<p>6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとする。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他 (1) 開札時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部 IT推進室情報基盤課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 801 号

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定により、平成14年保育士試験を次のとおり実施する。

平成14年 4月30日

北海道知事 堀 達 也

第 1 試験の期日、時間及び科目

1 筆記試験

平成14年 8月6日 (火)	科目等	明	小児栄養	小児保健	休	発達心理学 及び 精神保健	社会福祉
	時間	午前9：20 から9：30 まで	午前9：30 から11：00 まで	午前11：15 から午後0 ：45まで	午後0：45 から1：30 まで	午後1：30 から3：00 まで	午後3：15 から4：45 まで
平成14年 8月7日 (水)	科目等	明	児童福祉	保育原理	休	教育原理 及び 養護原理	保育実習
	時間	午前9：20 から9：30 まで	午前9：30 から11：00 まで	午前11：15 から午後0 ：45まで	午後0：45 から1：30 まで	午後1：30 から3：45 まで	午後4：00 から4：45 まで

2 保育実習実地試験

平成14年 9月29日 (日)	時間	午前8：50から 9：00まで	午前9：00から 正午まで	正午から 午後1：00まで	午後1：00から 5：00まで
科目等	説	明	絵画製作関係技術	休	音楽リテラシー関係技術 及び 言語関係技術

(注) この実地試験は、筆記試験の科目「保育実習」において、満点の6割を取得した者について行うものとし、次の3科目のうち受験者が選択する2科目について次の方法により実施する。

1 絵画製作関係技術

- (1) 絵画
- (2) 紙工作等の製作
課題及び材料は、当日指定する。

2 音楽リテラシー関係技術

- (1) 器楽 標準バイエル教則本78番、80番、88番及び100番のうちから、当日指定する1曲をピアノを用いて演奏させる。
- (2) 声楽 標準版コールユーツンゲン5度音程から7度音程までの間の曲のうちから、当日指定する1曲を歌唱させる。

3 言語関係技術

- (1) 口演童話
- (2) 絵本、紙芝居等の読み聴かせ
- (3) 受験者相互又は試験官との言葉あそび
課題は、当日指定する。

第 2 試験場

1 筆記試験

区 分	会 場	名 称	所 在 地
石狩支庁管内	北海道札幌月寒高等学校	札幌市豊平区月寒東1条3丁目	
渡島支庁管内	北海道渡島合同庁舎3階講堂	函館市美原4丁目6番16号	
樺山支庁管内	北海道樺山支庁202号会議室	樺山郡江差町字俣屋町336番地の3	
後志支庁管内	北海道後志合同庁舎4号会議室	虻田郡厚知安町北1条東2丁目17	
空知支庁管内	北海道空知支庁4階講堂	岩見沢市8条西5丁目	
上川支庁管内	北海道上川合同庁舎3階講堂	旭川市永山6条19丁目1番1号	
留萌支庁管内	北海道留萌合同庁舎2階会議室	留萌市住之江町2丁目1-2	
宗谷支庁管内	北海道宗谷合同庁舎大会議室	稚内市末広4丁目2番27号	
網走支庁管内	北海道網走総合庁舎3階講堂	網走市北7条西3丁目	
胆振支庁管内	北海道胆振合同庁舎別館2階講堂	室蘭市幸町9番11号	
日高支庁管内	北海道日高支庁202号会議室	浦河郡浦河町栄丘東通56号	

十勝支庁管内	北海道十勝合同庁舎3階講堂	帯広市東3条南3丁目3番1号
釧路支庁管内	釧路市観光国際交流センター3階研修室	釧路市幸町3丁目3番地
根室支庁管内	北海道根室支庁3階大会議室	根室市常盤町3丁目28番地

2 保育実習実地試験

札幌大谷短期大学（札幌市東区北16条東9丁目）

第3 受験資格

次のいずれかに該当すること（男女を問わない。）。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者又は法による大学に1年以上在学している者であつて年度中に62単位以上修得することが見込まれる者である当該学校の長が認めたもの
- (2) 法による高等専門学校を卒業した者又は法による高等専門学校の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者である当該学校の長が認めたもの
- (3) 法による高等学校（以下「高等学校」という。）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは盲学校、ろう学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であつて年度中に卒業することが見込まれる者である当該学校の長が認めたもの
- (4) 法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは法による各種学校（法第56条に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて年度中に卒業することが見込まれる者である当該学校の長が認めたもの
- (5) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (6) 法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を有する者）と認定した者であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（以下「児童福祉施設」という。）において、2年以上児童の保護に従事した者
- (7) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- (8) 次に掲げる者のうち、知事が適当と認めるもの

ア 法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有する

と認定した者であつて、次に掲げる施設において、2年以上児童等の保護又は援護に従事した者の

(ア) へき地保育所又は季節保育所（特別保育事業費等補助金の交付対象施設。以下同じ。）

(イ) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

a 身体障害者更生援護施設（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定）

b 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定）

c 知的障害者福祉工場（「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日厚生省発児第104号）に規定）

イ アに掲げる施設において、5年以上児童等の保護又は援護に従事した者

(9) 平成3年3月31日において、次のいずれかに該当した者

ア 高等学校（旧中等学校令による中等学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 18歳に達した後、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者

ウ 次に掲げる者のうち、知事が適当と認めたもの

(ア) 高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年（高等学校定時制課程においては、3年）以上履修した者で、18歳に達した後、児童福祉施設（へき地保育所及び季節保育所を含む。）において1年以上児童の保護に従事した者の

(イ) 高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年（高等学校定時制課程においては、2年）以上履修した者で、18歳に達した後、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者の

(イ) 18歳に達した後、へき地保育所又は季節保育所において3年以上児童の保護に従事した者

(10) 平成8年3月31日までに法による高等学校の保育科を卒業した者

第4 試験科目の一部免除

受験申請者が次のいずれかに該当する場合には、当該試験科目の受験を免除する。

(1) 試験科目のうち、平成12年1月以降に実施した保育士試験において合格した科目のある者

(2) 試験科目のうち、厚生労働大臣が指定した学校又は施設において、その指定する科目を専修した者（道内においては、昭和37年度又は昭和38年度において、藤女子短期

大学保育科を卒業した者)

第5 受験申請書の提出先

受験申請書は、受験者の希望する試験場の所在地にある支庁の総務部社会福祉課(所在地は別記のとおり)に提出すること。

なお、郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「保育士試験受験申請書在中」と書すること。

第6 受付期間

平成14年6月3日(月)から14日(金)までとし、郵送されたものについては、6月14日までの消印があるもの限り受け付ける。

第7 提出書類

(1) 受験申請書(指定の用紙によること。)

1通

(2) 受験票(指定の用紙によること。)

1通

(3) 住民票の写し

1通

(4) 受験資格があることを証明する書類

1通

(5) 第4の試験科目の一部免除を受けようとする者は、その資格があることを証明する書類

1通

(6) 写真(申請前6か月以内に脱帽して正面上半身を撮影した縦5.5cm、横4.5cmのもの)

2枚

(7) 返信用封筒(430円分の切手をはり、住所、氏名及び郵便番号を記載したもの)

3通

(ただし、保育実習の合格者で郵送する場合及び保育実習の合格者以外の者で持参する場合は2通、保育実習の合格者で持参する場合は1通)

第8 保育士試験手数料

8,900円に相当する額面の北海道収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり付け、受験申請者の印章又は署名により消印すること。

第9 受験票の交付

受験票を受け付けたときは、受験票を試験の10日前までに送付する。

第10 その他

試験に關し不明の点は、最寄りの支庁総務部社会福祉課に照会すること。

別記

申請書提出先	郵便番号	所在地	電話番号
北海道石狩支庁総務部社会福祉課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館	011-231-4111 内線 34-282

北海道渡島支庁総務部社会福祉課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9000
北海道檜山支庁総務部社会福祉課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336番地の3	01395-2-1010
北海道後志支庁総務部社会福祉課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目17	0136-22-1111
北海道空知支庁総務部社会福祉課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目1番地	0126-23-2231
北海道上川支庁総務部社会福祉課	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5111
北海道留萌支庁総務部社会福祉課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-1511
北海道宗谷支庁総務部社会福祉課	097-8558	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2510
北海道網走支庁総務部社会福祉課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-44-7171
北海道胆振支庁総務部社会福祉課	051-8558	室蘭市幸町9番11号	0143-22-9131
北海道日高支庁総務部社会福祉課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	01462-2-2211
北海道十勝支庁総務部社会福祉課	080-8588	帯広市東3条南3丁目3番1号	0155-24-3111
北海道釧路支庁総務部社会福祉課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-41-1131
北海道根室支庁総務部社会福祉課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	01532-3-6131

北海道告示第802号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年4月30日

北海道知事 堀 達 也

1361号 第1361号

解 説 公 報 北

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式</p> <p>(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 履行期日 平成14年8月2日</p> <p>(4) 履行場所 造船所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 総トン数150トン型船舶(鋼船)の修理の能力を持っていること。</p> <p>(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備(特種上架台及び斜路)を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年4月30日から5月17日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課)</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年6月11日 午後2時(郵送による場合は、必着)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p>	<p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課</p>
--	--

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 425

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 - (6) この入札の執行は、公開する。
 - (7) 詳細は、入札説明書による。
- II Summary

- A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
HOKKAI Repair Service 1 set
- B. Bid tendering date and time : 2:00 P.M., June 11, 2002
- C. Contact point for notice : Marine Resource Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuou-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 28-425

公 衆

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年4月30日、公印の作成について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年4月30日

北海道知事 堀 達也

作成した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道知事印	北海道精神保健福祉センター	一般文書用		方 30ミリ メートル	平成 14. 4. 30

札幌地域労働組合 委員長 滝沢 孝雄から、平成14年4月23日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

- 平成14年4月30日
- 北海道知事 堀 達也
- 1 事 件 (1) 賃金改善要求に関する係争
(2) その他の要求に関する係争
 - 2 日 時 平成14年5月7日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
 - 3 場 所 協業組合公清企業において札幌地域労働組合の組合員が従事する全職場
 - 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

道立小児総合保健センター 印

北海道立小児総合保健センター告示第4号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年4月30日

北海道立小児総合保健センター所長 梅 津 征 夫

1 入札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 落札に係る物品等の名称
重油（JIS 1種2号） 1ℓ当たりの単価
- (2) 数量 調達予定数量 1,000ℓ

2 落札を決定した日

平成14年3月19日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 新北光石油株式会社 代表取締役社長 高濱 一義
- (2) 住 所 札幌市中央区南4条東2丁目

4 落札金額

21,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道立小児総合保健センター告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地

- (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 047 - 0261 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

北海道立小児総合保健センター告示第5号

第1361号

報 告 公 刊 北

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月30日

北海道立小児総合保健センター所長 梅津征夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 名称 ソルゲイトロピンS注 (10mg 1筒/箱)

(2) 数量 調達予定数量 360箱

2 落札を決定した日

平成14年3月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社モロオ 取締役社長 師尾 純一

(2) 住所 札幌市中央区北3条西15丁目

4 落札金額

114,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道立小児総合保健センター告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 所在地 北海道小樽市銭函1丁目10番1号

北海道立小児総合保健センター告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月30日

北海道立小児総合保健センター所長 梅津征夫

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道立小児総合保健センター庁舎清掃 (地階から5階まで)

同 看護婦宿舍清掃 (1階から4階まで)

同 敷地内清掃

2 落札を決定した日

平成14年3月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社 東洋実業

(2) 住所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

4 落札金額

33,915,420円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成14年北海道立小児総合保健センター告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 所在地 小樽市銭函1丁目10番1号

北海道立小児総合保健センター告示第7号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年4月30日

北海道立小児総合保健センター所長 梅津征夫

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成14年度小児用血管造影撮影システム貸借 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成14年4月1日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 日通商事株式会社

(2) 住所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号

4 随意契約に係る契約金額

47,880,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第

372号)第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地

(1) 名称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 所在地 小樽市銭函1丁目10番1号

興凸株業協會公報

次のとおりアロボーザルの提出を要請する。

平成14年4月30日

北海道立林業試験場長 本橋正人

1 業務概要

(1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
野ネズミ類群集のモニタリングデータベースの構築（野ネズミ発生予察調査資料）

(2) 業務内容 野ネズミ発生予察調査資料を時系列・調査地点情報等と関連付けたデータベースの構築業務を委託する。

(3) 履行期限 平成15年3月17日（月）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。

ウ 道内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

(2) プロポーザルの審査の考え方

ア 新規雇用の計画数と体制

イ 事業者の構築実績、業務処理体制

ウ システムの構成・機能・操作性等

エ システムの運用・保守体制等

3 手続等

(1) 担当部科
郵便番号 079 - 0198 美幌市光珠内町東山
北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科
電話番号 01266 - 3 - 4164 内線 257
ファクシミリ 01266 - 3 - 4166

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法
平成14年4月30日（火）から5月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）
交付場所は、(1)に同じ。
直接交付する（郵送等はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年5月10日（金）午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送（簡易書留に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
平成14年5月24日（金）午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。
持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

(2) 関連情報を入手するための照会先
3.(1)に同じ。

(3) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のおりプロポーザルの提出を要請する。
平成14年4月30日
北海道立林業試験場長 本橋正人

1 業務概要

(1) 業務名 緊急地域雇用創出特別対策推進事業
樹木画像データベースCD作成事業

(2) 業務内容 スライド写真から背景を抽出し樹木だけの画像を作成し、各画像に樹種・樹高等の情報を関連付けたデータベースの作成事業を委託する。

(3) 履行期限 平成14年12月5日（木）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。

ウ 道内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

(2) プロポーザルの審査の考え方

ア 新規雇用の計画数と体制

イ 事業者の構築実績、業務処理体制

ウ システムの構成・機能・操作性等

3 手続等

(1) 担当部科
郵便番号 079 - 0198 美幌市光珠内町東山

北海道立林業試験場企画指導部森林情報室情報管理科

電話番号 01266 - 3 - 4164 内線 257

フクシミニ 01266 - 3 - 4166

(2) フロボーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

平成14年4月30日(火)から5月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。交付時間は午前9時から
午後5時まで)

交付場所は、(1)に同じ。

直接交付する(郵送等はない。)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年5月10日(金)午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送(簡易書留に限る。)による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年5月24日(金)午後5時まで
提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入力するための照会先

3(1)に同じ。

(3) 詳細は、フロボーザル説明書によること。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第49号

漁業法第99条第2項に基づき、海区漁業調整委員会選挙人名簿の総数の3分の1の数(平
成13年北海道選挙管理委員会告示第182号)の一部を次のとおり訂正する。

平成14年4月30日

北海道選挙管理委員会委員長 髙橋 康之

「胆振海区 675」を「胆振海区 667」に改める。

道人事委員会規則

北海道職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月三十日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則一三一五〇

北海道職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則一三一四二)の一部
を次のように改正する。

第十一条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰
り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育
する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすることとい
う。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日の範
囲内の期間

第十一条第一項第十八号ア及びイを次のように改める。

イ 勤続三十年に達した職員 勤続三十年表彰を受けた日の翌日から一年を経過する日
までの期間内における三日の範囲内の期間

ロ 勤続二十年に達した職員 勤続二十年に達した日の翌日から一年を経過する日まで
の期間内における二日の範囲内の期間

第十一条第二項中「及び第十三号」を、「第十三号及び第十四号」に、同条第三項中「第
十四号又は第十五号」を、「第十五号又は第十六号」に改める。

附則

この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年四月三十日

北海道人事委員会委員長 杉本 堅治

北海道人事委員会規則一三一五一

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(北海道人事委員会規則一三一四三)の
一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰
り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 子の看護休暇 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育
する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をすることとい
う。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日の範

調 査 本 部 告 示

開札の期間
 第十一祭第一項第十八号ア及びイを次のように改める。
 イ 勲章二十年に達した職員 勲章二十年表彰を受けた日の翌日から十年経過後の同日
 及びの期間に当たる日の編入日の期間
 ロ 編入二十日を超えた職員 編入二十日を超えた日の翌日から十年経過後の同日及び
 の期間に当たる日の編入日の期間
 第十一祭第二項イ「及び」を「及び」に改め、第十一号イ及びイを「及び」に改め、
 十号イ及びイを「及び」に改め、
 加 算
 上の期間に、第十一号イ及びイを「及び」に改め、

北海道警察本部告示第65号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成14年4月30日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
クライアント・サーバシステムソフトウェア製造業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約 期 間 契約締結の日の翌日から平成15年3月20日まで
 - (4) 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部情報管理課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体とソフトウェア製造業務の契約を締結し、かつ、確実に履行した実績を有すること。
 - (4) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受け、又はこれと同年以上の認証等を取得していること。

(5) 札幌市内に本店又は支店若しくは事業所等を有し、当該特定役務の調達に関し契約担当者等の求めに応じて迅速な対応が可能な体制が整備されていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年4月30日から6月5日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成14年6月11日 午前10時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号、以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

第1361号

報 告 通 則 北 海 道

<p>(2) 交 付 方 法 (1)の場合で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課</p> <p>イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 060 - 8520 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of service to be procured : The production of application software for client / server system 1 set</p> <p>(2) Bid submission time and date : 10 : 00 A. M., June 11, 2002</p> <p>(3) For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi7-chome, Kita2-jo, Chuo-ku, Sapporo,Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236</p>	
---	--